

医療法人社団 のぞみ会 梨香台診療所 通所リハビリテーション 運営規定

(運営規定設置の主旨)

第1条 医療法人社団のぞみ会が開設する梨香台診療所（以下「当事業所」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならないことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所の運営方針は以下のとおりとする。

- (1) 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- (2) 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- (3) 当事業所では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において、統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- (4) 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- (5) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。
- (6) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- (7) 当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止に努め、そのための対策を徹底していく。身体的抑制に関しても十分対策を取り、職員への教育を図っていく。
- (8) 当事業所では、感染症や自然災害に対する対策を可能な限り行い業務継続計画に則り、サービスの提供をスムーズに再開できるよう努めていく。
- (9) 当事業所では、適切なサービスを提供する観点から、種々のハラスメント行為に対する対策を行い、職員への教育を図っていく。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は以下のとおりとする。

- (1) 事業所名 医療法人社団 のぞみ会 梨香台診療所
- (2) 開設年月日 平成 16 年 5 月 1 日
- (3) 所在地 千葉県松戸市高塚新田 488-25
- (4) 電話番号 047-312-7302 FAX 番号 047-312-7305
- (5) 管理者名 中島 雅央
- (6) 介護保険指定番号 1212414019

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、以下のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1名 (医師常勤兼務)
(2) 医師	1名以上
(3) 看護職員	1名以上 (兼務)
(4) 介護職員	4名以上
(5) 理学療法士・作業療法士	1名以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業員の職務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 管理者は、従業者の総括管理、指導、業務実施状況の把握を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の健康管理および医療機関との連絡調整を行う。
- (4) 介護職員は、リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じ、サービスの調整を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 当事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
(祝祭日、夏期休暇・冬期休暇を除く)
※年度により夏期休暇・冬期休暇は変動
- (2) 営業日の午前8時30分から午後16時までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、26人とする。

(事業の内容)

第9条 当事業所の事業内容は以下のとおりとする。

- (1) 通所リハビリテーションは、医師、看護師、理学療法士、作業療法士等リハビリタッフによって作成される、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
- (2) 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- (3) 通所リハビリテーション計画に基づき、食事・排泄介助・移動介助等を提供する。
- (4) 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。
- (5) 利用料の支払い方法は、原則、口座振替とする。
- (6) サービスの開始については、介護支援専門員の提供依頼を受けてから開始する。
- (7) サービスの終了については以下のケースを基本とします。
 - ① 利用者の都合でサービスを終了される場合。
 - ② 当事業所のやむを得ない事情によりサービスの提供が終了となる場合。その場合は、利用者に対して1か月間の予告期間を置いて理由を示した文書を通知する。
 - ③ 自動終了（以下の場合、双方の文書なくともサービスを終了いたします。）
 - ・利用者が要介護認定において自立・要支援1・要支援2と認定された場合。
 - ・利用者が死亡、もしくは被保険者資格を喪失した場合。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ・利用者が医療機関に入院したり、自宅や家族のもとに加療する事例が生じ、当事業所への利用が予定日から連續して2か月間(60日)以上ないことが確認された場合。
- ④ その他
- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、利用者や家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は解約を申し出る事によりサービスを終了することが出来る。
 - ・利用者及び養護者がサービス利用料金を1か月以上滞納し、または支払いを催促したのにもかかわらず30日以内に支払わない場合。
 - ・利用者及び養護者が、事業者やサービス従業者、またはほかのご利用者に対して、契約継続困難となる程度の背信行為(介護現場におけるハラスマント対応マニュアルに定義する身体暴力(たたくなど)及び精神的暴力(大声を発する、怒鳴るなど)ならびにセクシャルハラスマント(必要もなく手や腕を触るなどの行為を含む)を行い、その状態が改善されない場合、または反社会的行為を行った場合。
 - ・サービスの一時休止・・・介護認定継続期間内に要介護認定が下りていない場合は、介護認定が出るまでお休みとさせていただきます。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。
- 次に掲げるサービス利用については実費負担とする。
- ・昼食代(おやつ・飲み物代を含む)は、配食可能な外部事業者との相談の上、適切な金額を利用日ごとに徴収する。
 - ・レクリエーション材料費(利用者が希望する特別なものに限る。)
 - ・紙パンツ・オムツ・尿取りパッド等を1枚単位の適切な金額にて徴収する。
 - ・その他利用者が負担することが適切と認める費用
- (2) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し、事前に文書で説明した上で、署名(記名・押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

松戸市、市川市、鎌ヶ谷市

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第12条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 利用中の食事は、特段の事情がない限り、提供する食事を摂取いただくこととする。
- (2) アルコール飲料・食べ物の持込は禁止とする。
- (3) 飲酒をしての来所は、危険を伴うため禁止とする。
- (4) 金銭・貴重品の管理は、利用者が行う。
- (5) 他利用者への迷惑行為は禁止とする。
- (6) 当職員への買い物や買い出しの要求を禁止とする。

(身体の拘束の適正化)

第13条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

事業者は、身体拘束の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 身体拘束等の適正化に関する責任者の選定

(虐待防止に関する事項)

第14条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施。
- (4) 虐待防止に関する担当者・相談窓口の設置（原則として、事務長と通所リハビリテーションの責任者とする。）

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを管理者と松戸市に通報するものとする。

(非常災害対策)

第15条 当事業所は、診療所策定の【医療法人社団のぞみ会 業務継続計画（BCP）～自然災害対策～】に則り、事業所においても独自に BCP を策定し、業務継続を前提とした災害対策に取り組む。事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行う。非常災害発生時には、のぞみ会全体としての災害対策本部を立ち上げる。

原則として、当事業所の災害対策の担当者は災害対策本部の事務局長とする。

- (1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的（年に2回以上）に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- (2) 非常災害に備えて、飲料水・医療品等の備蓄を行う。
- (3) 万一の災害時の避難場所は下記のとおりとする。

第一避難場所：松戸市東部市民センター

第二避難場所：松戸市立梨香台小学校

(感染症の発生及び蔓延等に関する取り組み)

第16条 当事業所は、感染症対策として、診療所策定の【医療法人社団のぞみ会 業務継続計画（BCP）～感染症対策～】に則り、事業所においても独自に BCP を策定し、業務継続を前提とした感染症対策に取り組む。その際、事業所に感染対策に関する担当者を置き、感染症対策に関する取り組みを行う。重大な感染症の発生時には、のぞみ会全体

としての感染症対策本部を立ち上げる。

原則として、当事業所の感染対策の担当者は感染対策本部の事務局長とする。

- (1) 感染症発生防止の為、事業所内の衛生管理（環境の整備）、ケアに係る感染対策（手洗い、アルコール消毒）、リハビリ器具の消毒等、感染層対策を常に行う。
- (2) 感染症発生時は、発生状況の把握、感染拡大の防止、保健所・市町村における事業所関係課等の機関と連携、行政等への報告を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第17条 当事業所は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供していく上で、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供中に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

（従業者の研修）

第18条 当事業所は、従業者に対し、必要な知識の習得及び能力の向上を図るために研修を、各々年に1～2回実施する。

- ・認知症・ケアに関する研修
- ・身体拘束に関する研修
- ・高齢者虐待防止に関する研修
- ・緊急対応・事例検討に関する研修
- ・倫理・法令遵守に関する研修
- ・ハラスメントに関する研修
- ・感染症の予防及び蔓延防止に関する研修
- ・業務継続計画に関する研修

その他、外部の研修等も受講する。

（ハラスメント防止対策）

第19条 職場におけるハラスメント（セクハラ・パワハラ・マタハラ・ケアハラ等）を防止し、働きやすい職場環境を実現するために必要な措置を講じる。（カスタマーハラスメント対策）

（カスタマーハラスメント対策）

第20条 当事業所は、適切なサービス提供を行う観点から、利用者及び養護者（利用者の家族等）に対し、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、他の利用者のサービス提供環境、または従業者等の就業環境が害されることを防止し、場合によっては、ご利用者のサービスの中止・解約を行う場合がある。

- (1) 身体的暴力
 - ・コップを投げつける
 - ・手を払いのける
 - ・たたく・ひっかく・つねる。等、身体的な力を使って危害を及ぼす行為があった場合。
- (2) 精神的暴力
 - ・大声を発したり、怒鳴る。
 - ・威圧的な態度で文句を言い続ける。
 - ・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する。
 - ・特定のご利用者従業者に批判的な言動や嫌がらせを行う。
 - ・養護者（ご利用者のご家族等）がご利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする、等個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為があった場合。

(3) セクシャルハラスメント

- ・必要もなく、従業者の身体を触ったり、抱きつく。
- ・卑猥な言動を繰り返す。
- ・ヌード写真を見せる。
- ・隠し撮りをする。
- ・「胸が大きい」「可愛いね」等の発言。
- ・個人の体つきを話題にする。等、意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為があつた場合。

(従業者の服務規律)

第21条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たつては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもつて接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失つてはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(従業者の勤務条件)

第22条 従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団のぞみ会の就業規則による。

(従業者の健康管理)

第23条 従業者は、年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第24条 当事業所は、衛生管理のため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 利用者の使用するルーム、食器、その他の設備、飲用する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- (2) 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のため、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (3) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第25条 従業者に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 その他運営に関する重要事項は以下のとおりとする。

- (1) 当事業所は、通所リハビリテーションサービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- (2) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、別途定めるものとする

附 則

この運営規定は、平成31年4月1日より施行する。

この運営規定は、令和3年4月1日に改定、施行する。

この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日に改定、施行する。